

平成23年川俣町議会第5回臨時会会議録

平成23年川俣町議会第5回臨時会は、6月9日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 高橋道弘君	2 番 高橋真一郎君	3 番 嶋原利光君
4 番 高橋道也君	5 番 菅野清一君	6 番 齋藤博美君
7 番 昆久美子君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 三浦浩一君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 高野善兵衛君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	高橋孝君
総務課長	仲江泰宏君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	こども教育課長	佐藤光正君
生涯学習課長	佐藤勝雄君	総務課長補佐	大内彰君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	高橋清美	書記	橋本文雄
--------	------	----	------

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

町長提案要旨の説明

報告第5号 町が資本金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について

- 議案第 4 3 号 東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定
による被災者に対する川俣町町税等の減免の特例に関する条例
- 議案第 4 4 号 平成 2 3 年度川俣町一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 5 号 平成 2 3 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 6 号 平成 2 3 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 7 号 平成 2 3 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は１６人です。定足数に達しておりますので、ただいまより平成２３年第５回川俣町議会臨時会を開会いたします。

会議を進める前に申し上げます。

本日は気温が上がっておりますので、上着を脱がれる方は、脱いで結構です。

これから本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１１８条の規定により、議長において１１番議員 三浦浩一君、１２番議員 五十嵐謙吉君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第２，会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日１日にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日１日とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第３，町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆様おはようございます。

本日、ここに、平成２３年第５回川俣町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しいところ、また、先日の第４回臨時会後の間もない次期にも関りませずご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、佐藤喜三郎議長におかれましては、去る６月６日開催の福島県町村議長会総会において副会長に選任され、誠にありがとうございます。

地震、津波、原発事故、そして風評被害と、県内各自治体は大変厳しい環境に立たされておりますが、佐藤議長におかれましては、福島県町村議長会副会長として豊かな識見と卓越した指導力をもって、本町はもとより福島県町村自治発展のため、一層のご活躍をされますことをご祈念申し上げます。

さて、山木屋地区の避難状況について申し上げます。山木屋地区の計画的避難につきましては、４月２２日からおおむね１か月程度の間の５月末日までに当該区域外へ避難するよう指示されたところでありますが、６月８日現在、住民１，２５２名中、避難先が定まっている方を含めて１，２４０名となっております。主な避難先は、乳幼児世帯が賤ノ田団地や賃貸住宅などに３０世帯、１３４人、小中学生世帯が壁沢団地や賃貸住宅などに４２世帯、１８９名、高齢者等世帯が温泉旅館やおじまふるさと交流館などに９１世帯、１９２人、一般世帯

が温泉旅館や賃貸住宅などに３５３世帯、７３３人などとなっております。

次に、仮設住宅の進捗状況についてでございますが、農村広場の１６０戸につきましては建設工事が順調に進んでおりまして、６月２６日、大安吉日に入居開始の予定となったところでございます。合宿所わきの４０戸につきましても工事が始まり、６月３０日までの完成、７月初旬にそれぞれ入居が可能となるよう工事が進められているところでございます。

さて、本臨時会に提出いたします議案は、条例制定が１件、平成２３年度補正予算が４件でございます。

議案第４３号、東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する川俣町町税等の減免の特例に関する条例は、東京電力福島第一原子力発電所における原子力事故により、計画的避難区域に設定された山木屋地区に住所を有する方々等に対しまして、平成２３年度分の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を減免するため、町税等の減免の特例に関する条例を制定するものでございます。

議案第４４号、平成２３年度川俣町一般会計補正予算（第２号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ４,０７４万４,０００円を追加し、予算の総額を６２億２,１３９万４,０００円とするものでございます。本補正予算は、議案第４３号の町税等の減免の特例に関する条例に基づき、計画的避難区域に設定された山木屋地区に住所を有する者等に対する平成２３年度分の町民税等の減免、また、町内各小中学校、幼稚園等における校庭及び園庭の放射線量を軽減するための表層土処理工事費、高圧洗浄機による校舎等の壁面清掃料など、緊急を要するものについて、増額補正を行うものでございます。歳入の補正は、山木屋地区の計画的避難区域による減免見込額として、個人町民税２,２７４万４,０００円、法人町民税３１６万５,０００円、固定資産税４,１２９万９,０００円、軽自動車税３７９万１,０００円をそれぞれ減額、国庫補助金で校庭及び園庭の表層土処理工事費に係る学校等環境整備事業補助金１,８４０万７,０００円、２号補正の歳入歳出増減分２,２４３万６,０００円を財政調整基金から繰入れる措置とし、町債において、災害対策基本法に基づき町税減免にかかる歳入欠かん債７,０９０万円を特別財政援助法に基づき措置しているところでございます。歳出の補正は、町内各小中学校、幼稚園等の校庭、園庭等の表層土処理工事費３,７９６万３,０００円、校舎等の壁面清掃料２７８万１,０００円を措置するものでございます。

議案第４５号、平成２３年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、議案４３号の町税等の減免の特例に関する条例に基づき、国民健康保険税を減免するため、事業勘定の歳入歳出予算の総額１８億３,９１６万１,０００円のうち、歳入を補正するものでございます。歳入においては、町税等の減免の特例に関する条例に基づき、山木屋地区被保険者の一般被保険者国保税２,６７２万３,０００円、退職被保険者国保税１４０万６,０００円、合わせて１５２世帯分、２,８１２万９,０００円の減額、国庫補助金で国保税の減免分を特別調整交付金５６２万６,０００円、災害臨時特例補助金２,２５０万３,０００円、合わせて２,８１２万９,０００円増額するものでございます。

議案第４６号、平成２３年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、議案４３号の町税等の減免の特例に関する条例に基づき、介護保険料を減免するため、歳入歳出予算の

総額15億5,591万4,000円のうちで歳入を補正するものでございます。歳入においては、町税等の減免の特例に関する条例に基づき、山木屋地区被保険者の介護保険料、普通徴収分100万2,000円、特別徴収分1,341万2,000円、合わせて1,441万4,000円の減額、国庫補助金で、保険料の減免分を介護保険災害臨時特例補助金1,441万4,000円増額するものでございます。

議案第47号、平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、議案43号の町税等の減免の特例に関する条例に基づき、後期高齢者医療保険料を減免するため、既定の予算額から歳入歳出予算それぞれ577万9,000円を減額し、予算の総額を1億6,075万5,000円とするものでございます。歳入では、町税等の減免の特例に関する条例に基づき、山木屋地区被保険者の保険料を減免するため、特別徴収保険料455万5,000円、普通徴収保険料122万4,000円、合わせて577万9,000円を減額するものでございます。歳出では、広域連合への保険料納付金の保険料減免相当額577万9,000円を減額するものでございます。

以上で提案要旨の説明とさせていただきますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ、可決を賜りますようお願い申し上げまして、提案要旨の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第4，報告第5号「町が資本金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について」を報告願います。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第5，議案第43号「東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する川俣町町税等の減免の特例に関する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 議案第43号、東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する川俣町町税等の減免の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第1項第2号の規定に該当する事象が発生し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があると認められるため同条の規定に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発し、同年4月22日同法第20条第3項の規定に基づき原子力災害対策本部長の指示した計画的避難区域の設定に伴い、当該計画的避難区域に住所を有する者等（以下「被災者」という。）に対し、平成23年度に課する当該年度分の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料（以下「町税等」という。）の減免については、川俣町税条例（昭和30年川俣町条例第30号）、川俣町国民健康保険税条例（昭和

34年川俣町条例第98号)、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第25号)、川俣町介護保険条例(平成12年川俣町条例第12号)に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(被災地区)

第2条 被災区域は、計画的避難区域に設定された、山木屋の区域とする。

(町税等の減免)

第3条 町長は、被災区域に住所を有する者(法人を含む。)の町税等は、平成23年5月17日付けをもって事業の継続を認めた者に係るものを除き、申請によらずその全額を免除する。

2 町長は、被災区域外に住所を有する者(法人を含む。)で被災区域内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有する者の固定資産税については、申請により被災区域内に係る固定資産税相当分を減免する。

(1) 本項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、様式第1号により町長に申請しなければならない。

(2) 町長は、前号の申請を受理したときは、速やかに審査をするとともに、審査結果に基づき減免を承認又は却下を決定したときは、様式第2号により速やかに通知するものとする。

(3) 本項第1号の申請は、平成23年12月31日までに行わなければならない。

3 町長は、被災区域外に住所を有する者(法人を含む。)で被災区域内を軽自動車の使用の本拠の位置としている軽自動車を所有する者の軽自動車税については、申請により軽自動車税分を減免する。

(1) 本項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、様式第3号により町長に申請しなければならない。

(2) 町長は、前号の申請を受理したときは、速やかに審査をするとともに、審査結果に基づき減免を承認又は却下を決定したときは、様式第4号により速やかに通知するものとする。

(3) 本項第1号の申請は、平成23年12月31日までに行わなければならない。

(減免の取消し)

第4条 町長は、虚偽の申請その他不正の行為により町税等の減免を受けた者に対しては、直ちに当該減免を取り消すものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成23年度分の町税等に限り適用する。

平成23年6月9日

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において原子力災害が発

生し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があると認められるため内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発し、原子力災害対策本部長の指示した計画的避難区域の設定に伴い、当該計画的避難区域に住所を有する者等に対し、平成23年度に課する当該年度分の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免をするため、東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する川俣町町税等の減免の特例に関する条例を制定しようとするものである。

ご説明申し上げます。

この条例は、計画的避難区域に住所を有する方々に対し、平成23年度に課する当該年度分の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免をするため、東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する川俣町町税等の減免の特例に関する条例を制定しようとするものでございます。第1条では、その趣旨を述べております。第2条では、被災区域を計画的避難区域に設定されたところの山木屋区域と定義しています。第3条第1項では、被災区域に住所を有する個人、法人の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料につきましては、事業継続を認められた方にかかるもの以外を除きまして、申請によることなく全額を免除するとしています。同じく第2項では、被災区域以外の区域に住所を有する個人、法人が、被災区域の中に土地、家屋、償却資産を有する場合、その固定資産にかかる固定資産税相当額を減免することを述べ、同項第1号で申請、第2号で承認又は却下、3号でその申請は、本年12月31日までに行わなければならない旨、述べています。同じく第3項では、被災区域以外の区域に住所を有する個人、法人が、被災区域の中を使用の本拠としている軽自動車にかかる軽自動車税相当額を減免することを述べ、同項第1号で申請、第2号で承認又は却下を、第3号で、その申請は、本年12月31日までに行わなければならない旨、述べています。第4条では、第3条の申請に虚偽、その他不正があった場合、当該減免の取消しについて、述べております。第5条では、必要事項について、町長への委任を述べております。附則では、この条例の施行日及び23年度分の町税等に限っての適用を述べております。

次に、3ページでございますが、様式第1号では、第3条関係の固定資産税減免申請書、4ページ、様式第2号は、固定資産税減免申請に対する承認又は却下の通知書、5ページ、第3号は、同じく第3条関係、軽自動車税減免申請書、6ページ、第4号は、軽自動車税減免申請にかかる承認又は却下の通知でございます。説明は、以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君）　これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君）　本案は、山木屋地区の方々計画的避難区域に指定された被災者に対するこの条例だと思うんですが、そうすると、該当するのはいわゆる1, 252名が該当ということになるんだろうと思うんですが、実際には原発事故というのは、特定の地域やなんかということで線引きできる内容じゃないですよ。川俣に住んでいる人、議会でも川俣すべてが被災者だということを認めろという意見書

を県やなんかにも出しているんですね。また、現に11日、12日のこの原発の爆発のテレビ報道やなんかを受けて、川俣の地から乳幼児やなんか抱えた人が避難しているんですね。そういう人に対しては、どういうふうな救済をしようとしているのか。町の方針としては、被災証明やなんかも、そういう自主避難に対しては何も取られていないんですね。これは例えば町長がいつでも口にしている、新聞報道などでも言っている、すべての被害について救済するんだという、町長の姿勢にもそぐわない内容なんじゃないかと思うんですよ。そういう点で見ると、これだけで済ませるのか、更に救済の条例を更に出す考えがあるのかどうなのか、その辺の基本的な問題をひとつお尋ねしておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁いたします。

今、質問の内容でありますけれど、これは日本全国民が、そういった意味では該当するようになってくるような話になると思うんです。今は与党、野党問わず、それらについては国会の場でも議論されております。今のような質問についても、自主的避難について、あるいは区域外についても、どのように対応するんだというような、先の衆議院の先週あたりもそのような質問が出されているわけではありますが、国の方では一義的には東電の原因だということは言っているわけでありまして、質問の皆さん方と同じ考えなんだという立場の返答をしているようでありますけれども、しかし、具体的にはまだそういったことについての対応は出されていないわけであります。私どもは、そういったところの状況を見ながら今いるわけでありますけれども、まずは当該区域山木屋地区が計画的避難区域になったということ、これは現実でありますので、そういった皆さん方が今本当につらい避難という立場で避難の方に当たっておられます。そういったことを考えて、まずはこの山木屋地区にかかわる皆さん方について、今回、減免をしてその生活支援を少しでもできるようにしていこうということで、今回の条例の制定という運びになったわけありますので、今、質問にありますようなことについては、今後、どのような動きになるのかを直接我々も申し上げている部分もありますので、これは注視しておりますし、そういったことを受けながらまた、次の段階で考えられるものは考えていきたい。そんな立場で今のところはいる状況でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） まあ、町長は常に口にしておられるすべての被害については救済させるんだと、これは東電に持たせるんだという、こういう姿勢からすれば、例えば川俣町から自主避難している人というのは相当いると思うんですね。何名くらいおられるんですか。そういう人たちこそ、本当に今すぐ救済の手を述べなくちゃならない人たちなんです。こんなことを言っちゃなんですが、山木屋のように計画避難になれば、一応東電も100万円の仮払いをすとか、日赤の救援物資、県の救援物資も届くんです。ところが、これは安全か危険かというのは、これ自己判断による部分が多いわけですから、科学的にだってまだ証明されていないわけで

すから、政府だってそういう基本は出していないわけです。いまだに出していないわけです。で、危険だということで避難された。そうだとすれば、そういう人たちは何の救済措置もないままに自己責任で対応せざるを得ないというのが、今の現実です。だとすれば、せめて町の責任で被災証明だけでも、そういう人たちが出すということになればいろんな手だてが出てくるんです。それを今後の国の対応とか、県の対応策を待つというのではなくて、そこはいわゆる県が勝手に線引きした30キロ、更に計画避難という、その線引きの一番最前線に立っている町なんです。だから、ここから具体的な形でそういう声を挙げて、早急に実施に移していかなければ、県内の救済などというのは、なかなか進まないのは当たり前だと思うんです。だから、これは超法規的な対応が必要だというのは当たり前でしょう。原発事故なんか今までないんですから。だとすれば、実際に原発事故が起こって町民がこんなに苦勞しているという、この町だからこそね、きちっとやっぱりこういう救済が必要なんだという条例なりなんなりを作って、税の減免などというのはもうとっくに来ているわけですから、早くやらないと救済にはならないわけですから。だから、これは是非そういう形での町でできるところからまずは動き出すという姿勢を是非町の中で、町長の指導の下に執り行っていただきたい。被災証明ほしいんだと言って自主避難した人が来ても、それは出せませんということで全部断っているのが、実態でしょう。被災証明を出すための根拠は何なのかと言え、いや、今、町で言っているのは線引き以外はだめですという言い方しておりますが、町長常にそういう特定の線量や地域で線引きできる内容ではないんだということを言っているわけですから、野菜やなんかに対する農家に対する救済やなんかも少しずつであります動き出してきているわけでしょう。そういう実態を見ながら、やはり生活を投げ打って避難した人やなんかに対して被災証明やなんかはきちんと町独自でも出せるはずだと思うので、そういう対応については是非、これはこれで線引きされた、いわゆる計画避難区域についてのこれについては私は異論はないわけですが、これにとどまるわけにはいかないだろうということで、新たに6月議会あたりには、ちゃんとした今、大変な苦勞して生活している方たくさんおられると思うんで、そういう点も含めた考えを質しておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁いたします。

私もいろんな場でそのような話を申し上げているんでありますけれども、なかなかですね、そういったことについては明確にできてないのが現実でありますけれども、しかし、私も大事なことだと思っておりますので、これからも救済策については訴えていきますし、また、町の方でも最大限、そういったことについての範囲については更にまた検討を加えながら、これら今回の原発事故にかかる町民の皆さんに対するいろんな対応、対策については、幅広く考えていく中で検討してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。新関善三君。

○ 9 番（新関善三君） 被災地域の皆様方に対する減免ということで本条例が改正されるにあたりまして、もう既に軽自動車等については納入されている方も、被災者の方々の中にはあると思うんですが、もしあったらば、それらの今度は還付をしなくちゃならないわけですが、そういった手順も納めるのは切符が行くと同時に、早急に納入した。今度は条例が改正されて直ちに還付というふうな事務も付いて回るわけですが、何件ぐらい改正前に納入があつて、それらの方々に対する還付の時期を早急に、その目途、そういったこと等についての現況をまずはお知らせをいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問に答弁申し上げます。

23年度の軽自動車税について、今回の条例の前にと申しますか、通常の税条例に基づいて軽自動車税につきましては賦課をし、納入通知を發布しております。これは減免する根拠が何もないければ、そのようにせざるを得ないということは、ご理解をまずいただきたいというふうに思います。お質しは、その件数ということでございますが、ちょっとただいま資料持ち合わせておりませんが、当然、今、ご提案申し上げている条例が可決をいただいた暁には、それを直ちに施行させていただきます。そうなりますと当然これは当初からいただくということにはこれはまいりませんので、還付、若しくは充当というふうな手続きになろうかと思えます。これについては、早急に行いまして、納税者の方に一刻も早くお返しをすることで進めてまいりたいと思っております。ご理解を頂きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第6、議案第44号「平成23年度川俣町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第44号 平成23年度川俣町一般会計補正予算（第2号）について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 1点だけ町長の考えをお聞きをしておこうかなと思うんだけど、昨日課長言ったとおり、5月2日に特別立法ができて、後から議案提案されますけども、国保とか介護保険料は補助金なんですね。減免分は全部補助金で起こしますよということになっているんです。一般会計のこの7,000万円分だけは、起債をなささい、借金なささい。それも充当率は75～95だと、どんなふう考えたって町の持ち出しだということになっているのね。たぶん津波のとも原子力災害のところも同じような特別立法しているので、どうしてもこういうふうになっているんだろうと思うんですけども、津波と原子力災害というのは、全く性格別にする災害なわけですよ。ですから、全く責任のない川俣町町民が、原子力災害にかかわる被害を受けてですよ、この7,000万円分借金をして、そして充当率は国の方は75しか見ないよ、95しか見ないよと、これはちょっと私は理解できない。当然、全額国、東電が見るべきものだと思うんですが、その辺の町長、これからどういうふうに主張なさっていくのか、確認をしておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

これらの全体的に地方財政にかかわるわけでありますけれども、この質問にあるとおり町債で見ると、充当率はそのようなことになっている。実は、私は4月7日、総務大臣、3時半から4時10分まで要望書を持って行ってまいりました。その中には、このことも含めてすべて国の方の制度、とにかく今の正常の事態でないということ認識されて、そして、特に原発については、私どもなんては地域でもなければ、本当に安全神話がそのまま飲み込んできたわけでありまして、放射能がこちらまで来て、町民が大変な苦勞されているわけでありまして、健康被害も心配しております。そんな中でのやる事業でありますので、これは私はすべて国で持つべきだという話を訴えてきました。ですから、そのためには、今の制度を全く改正して、原発についてはこういうことをしていくんだと、すべて国で持つと、一義的には東電かも知れませんが、そのとおりだと思っております。しかし、国が全責任を持って対応すると、我々に何度も言ってきているわけでありまして、それをやっぱり担保するためにも、制度、特別立法を作ったうえで、地方財政はしっかり支援する体制を組んでもらわないと、今のようなことでの被災はいいですよ、しかし、充当率はこうだと、普通と変わらないじゃないですか。その質問のとおりだと思います。そのことを申し上げてきましたので、私どもはそれについては国の方でも特別立法も含めて、地方財政の中でみんなに迷惑と言いますか、自治体にですね、かけないようなことで考えていきたいというような大臣の話もいただいておりますので、これから動くこともあるんじゃないかと思いますが、質問のとおり我々もそのように思っておりますので、これからもこのことについては強く訴えていって、充当率の中も100%なり、あるいはまた全部国で持つんだというようなことの訴え

を強めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） 私もそういうふうを考えているんですが、それで是非町長ね、ご承知のとおり起債というのは地方交付税に入ってきますよという話になりますけど、簡単に言えばどこに入っているのか分からないわけですよ。ですから、あくまでもやっぱり国が全責任負うということであれば、起債ではなくて、今回は当面、5月2日の特別立法でそういうふうになったから、これ財政措置というのはやむを得ないと思うんですが、やっぱりこれからのいろんな町村会もあるでしょうし、いろんな場面があるでしょうから、やっぱり起債というのはおかしい。で、借金する。責任のないところが借金して、なんでこの充当しなくちゃいけないのか。それも今度これから何年かですよ、5年とか10年とかで交付税に入っていますよと言われたってどこに入っているのか分からなくなるわけですから、是非そこは起債ではなくて、この後の国保とかですね、あれみたいになんとかきちっと歳入額欠陥出た分相当の国庫支出金でよこせということを是非主張していただきたいなというふうに思いますし、あと学校の壁舎の清掃料は全然補助率対象外だとか、表土処理も3分の1しかよこさないとか、これもまあ理屈の合わない話でありまして、そういったものも全額やっぱりきちっと国で持てということを是非町長頑張って勝ち取っていただきたいということを申し上げておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） はい、要望でよろしいですか。はい。

ほかに質疑ありませんか。昆久美子くん。

○7 番（昆 久美子君） 今回、放射能除去による教育環境整備のための予算がなされているんですが、本町には飯舘村の方からも中学校及び幼稚園の方にも子供さんたち来ております。今回、このような措置をするということにつきまして、飯舘村教育委員会とも、この様な措置でやるという合意できているのかどうか確認いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 7 番 昆議員のご質問に答弁を申し上げます。

飯舘村からは、現在、川俣中学校並びに川俣幼稚園、富田幼稚園の方に就園、就学している児童がいるわけですが、壁面清掃並びに表土除去の件につきましては、予算確定後、飯舘村教育委員会の方には周知し、授業並びに保育園、幼稚園の園経営に支障のないような作業を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○1 4 番（遠藤宗弘君） この放射線の除去の問題については、壁面について補助が全部出ないんであれば町として責任者の加害者に対してちゃんと請求するという姿勢を持たないと東電・国が出さないからと、泣き寝入りする訳にはいかない問題なんです。前の議会でも言った様に、加害者が居る問題については町としてきっちと加害者に請求するんだ。ということを明確に今後は議会になんかもちょうんと出しても

raitai to omou ndesu. machimin no zassan o mamotte ikanakereba yuuzenka ga iru kara ni wa chyan to tooden ni seutaku suru nda to, kono seutaku ga naku rebaba don donn hootei shite ittichau. dakara, arayuru mono ni taisite kagakuja ni meitaku ni seutaku o shite iku to iu seutaku o misete itadaketai to omoimasu.

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほども申し上げましたけれども、今回の場合、補助率というのが明確になっておりまして、それ以外で町単独での費用というのは明確になっておりますので、それらを今後の中で積み上げていながら、やはり東電に対する請求というのは考えてまいりたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） いつも考えておきますということで終わっちゃうんですね。だから、それは金銭的に明確なものなんですから、この金は東電にちゃんと請求しますよという、特別会計なり何なりちゃんと明示しておかないと、これはうやむやになっちゃうと思うんです。だから、会計処理上もこれは町単独でやるんだから、これは東電に全部やりますよ。起債だって充当されないものについての分は、東電にやりますよ。大体考えようによっては、全部国の補助で全部やるなどというの、国民の財産ですからね。本来は東電という原因者が全部負担するという立場に立たなくちゃならない性質のものなんですから、その辺を明確に会計上もしておくという姿勢がないと、これはうやむやになっちゃうんじゃないかと思うので、その辺について再度お尋ねしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

東電の方にも請求については、前の議会でもそんなことの内容の検査をしながら要求していくというような話をしておりますので、そういった姿勢には変わりはありません。今回の予算編成に当りましては、今の現実の国の方の対応、先ほど1番議員にも答弁申し上げましたけれども、例えば文部省の関係も今の補助ですと3分の2なんですね。こんなとき3分の2だけではとんでもないよと、これは100%だと言っております。じゃ、その3分の1は、東電に請求するのかということの議論もしたんでありますが、これは現時点では、この制度の中で対応して、それをまとめて町の負担分こういうやつだと。これは東電の方にこういった責任あるんだからというような持ち方をしようというようなことで、今いたところであります。これは制度改正につきましても、やっぱり特別立法とよく我々も言っておりますけれども、そういったことも含めて地方財政、国保財政、特会も含めてなんでありましたが、国としての責任もやっぱり私は明確にしてほしいと思っているんですよ、東電だけじゃなくて。そのためにも国としては先程来から出ているように、平常時の中での補助対象とかなんかではなくて、この異常時、緊急時であります。ましてやこんなことあったことのない事業でありますから、しっかり国が認識すれば、財政制

度についても私はやれると思うし、やらなくちゃならないと思っています。そういったことも、これからも決して私、今までで終わっているわけではありませんので、また、これからも要望活動を強くしていく考えであります。そんな中で、東電のことにつきましても、当然抜けているという思いではありませんので、質問の趣旨については十分我々も理解して対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 東電の責任は明確にするということでやっていただけるということで、それではそれでいいんですが、それと同時に今の法律では本当に救済されないんだということを町長自身も再三認めているんです。だから、今までの法律やなんかで救済されない住民に対してですよ、住民に対しても救済する特化的な救済措置を町としてもやらないと、町住民に対して、あんたらは被災者じゃないから証明なんか出されないぞいと、こういう姿勢を変えない限りは、国や県に対しても強く打って出られないと思うんですよ。それで、かかった費用は、東電にすべて請求するんだという姿勢にきちっと立ってもらうことをお願いして質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） はい、要望ですね。ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は、11時20分といたします。

（午前11時05分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午前11時20分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第7、議案第45号「平成23年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第45号 平成23年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

- 1 番（高橋道弘君） 仕組みは分かったんですけど、財源変わったのに歳出の方のこの4ページ、5ページ、財源内訳変更しなくていいんですか、これ。国庫支出金で2,812万9,000円増えたわけだから、一般財源が減って国庫支出金が増えるようにやるしかない、私は思うんですが、そこはやらなくていいわけ。何か根拠があるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

補正予算書の5ページの歳出の中の補正額の財源内訳の質問でございますけれども、今回の国民健康保険税2,812万9,000円につきましては、保険税ということで一般財源でありました。その一般財源の補てんのための国庫補助金で、この国庫補助金につきましては、一般財源化ととらえまして、この一般財源の中で国民健康保険税2,812万9,000円減、国庫支出金2,812万9,000円それぞれ一般財源の中で同額相殺されてゼロという表示になったというふうにご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

- 1 番（高橋道弘君） そうすると、最終的に決算のときもそういうふうになるんですか。今のそういう説明だと、一般財源だというふうに、国庫支出金なのにもかかわらず、一般財源で取り扱うんだということであれば、決算のときもそういうふうになってくるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

ただいま説明申し上げましたとおり、今回の補正予算につきましては、歳入の中の補正でありまして、歳出がございません。歳出に充てる特定財源としては、国庫支出金として充当しないという考え方でご理解をいただきたいと思います。決算につきましては、通常一般財源化されておりますけれども、決算統計のルールと、通常の生の数字の取扱いが異なるということも想定されますので、決算統計としてのルールで行けば、先に議決をいただきました一般会計の補正予算におきましても、歳入欠陥債につきまして町債ではありますけれども、これも一般財源同様の取扱いをしておりますので、その辺につきましては、今後になりますので、決算統計のルールと、通常の決算では国庫支出金の歳入区分になるには間違いありません。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

- 1 番（高橋道弘君） 決算のときにもめないように確認しておきますけれども、今、課長が答弁しているのは、国がそういうふうに会計処理をなさいという指示なのか、あの一般会計もさっき聞かなかったけど同じことなんですけど、国がそういうふうに会計処理をなさいという意味なのか、町としてそういうふうに考えて会計処理して、最終的に国がこうやれと言ったら変わってくるのか、その辺明らかにしていただき

たい。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

国からの支持は特にございませんが、先程お答えしましたとおり、今回は歳出の補正がございせんので、歳入に区分では国庫支出金でありますけれども、財源充当上は徴税と同様に扱ったというふうにご理解を賜りたいと思います。通常の歳入の区分ということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第8、議案第46号「平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第46号、平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第9、議案第47号「平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第４７号、平成２３年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第４７号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本臨時会に付議された事件は、すべて終了いたしました。これをもちまして、平成２３年第５回川俣町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前１１時３８分）

本臨時会で決定した事件は、次のとおりである。

議案第 4 3 号 東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定
による被災者に対する川俣町町税等の減免の特例に関する条例

議案第 4 4 号 平成 2 3 年度川俣町一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 5 号 平成 2 3 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 6 号 平成 2 3 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 7 号 平成 2 3 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 三浦浩一

同 署名議員 五十嵐謙吉